

名古屋市達第17号

健康福祉局
衛生研究所

名古屋市衛生研究所処務規程（昭和25年名古屋市達第39号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第5条 研究所の分掌事務は、次のとおりとする。 （略） 疫学情報部 （1）～（3）（略） （4）感染症の予防 <u>及び</u> 食品衛生に係る検査の業務管理（研究所の所管に係るものに限る。）に関する事 （5）・（6）（略） （略） 2 （略）	第5条 研究所の分掌事務は、次のとおりとする。 （略） 疫学情報部 （1）～（3）（略） （4）感染症の予防、 <u>食品衛生及びその他所長の指定する事項</u> に係る検査の業務管理（研究所の所管に係るものに限る。）に関する事 （5）・（6）（略） （略） 2 （略）

附 則

この達は、令和8年4月1日から施行する。